

金融機能の強化のための特別措置に関する法律第34条の2の
申込みに係る優先出資の引受け等を求める額及びその内容

年 月 日提出

(提出者) 主たる事務所
の所在地
名 称
代 表 者 役職・氏名

金融機能の強化のための特別措置に関する法律第34条の3第1項の規定に基づき、同法第34条の2の申込みに係る優先出資の引受け等を求める額及びその内容を次のとおり提出します。

記

第1 優先出資の引受け等を求める額

第2 優先出資の引受け等の内容

(記載上の注意)

1. 一般的事項

- (1) 以下の規定により記載が必要とされる事項に加えて、関連する事項を記載することができる。
- (2) 協同組織金融機能強化方針とあわせて公表されることを踏まえ、以下の規定により記載が必要とされる事項のほか、協同組織金融機能強化方針及びこの書面に添付する書類に記載する内容について積極的に記載するなど記載事項の充実に努めること。

2. 提出者

- (1) 提出者の欄においては、協同組織金融機能強化方針を提出する協同組織中央金融機関等の代表者の役職及び氏名を記載すること。
- (2) 氏を改めた者においては、旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の13に規定する旧氏をいう。)及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

3. 優先出資の引受け等を求める額

優先出資の引受け等を求める額については、「優先出資の引受け」又は「劣後特約付金銭消費貸借による貸付け」の区分ごとに記載すること。

4. 優先出資の引受け等の内容

優先出資の引受け等の内容については、「優先出資の引受け」又は「劣後特約付金銭消費貸借による貸付け」の区分ごとに、次の①又は②に掲げる事項を記載すること。

① 優先出資

- イ 種類、払込金額の総額、発行口数、払込金額、発行の方法及び非資本計上額
- ロ 協同組織金融機関の優先出資に関する法律第5条第1項第2号から第4号までに掲げる内容 等

② 劣後特約付金銭消費貸借(法第2条第3項に規定する劣後特約付金銭消費貸借をいう。)

借入金額、利息、元金の返済の方法及び期限、利息支払の方法及び期限、劣後特約の内容 等